

## 【A区域 山梨用】

## 第1-A ◆建築 確認申請・中間検査申請・完了検査申請手数料

(単位:円)

種類	床面積の合計	確認申請	中間検査申請	中間検査有 一括(1回)			中間検査無 一括		
				完了検査申請	割引額	合計	完了検査申請	割引額	合計
第Ⅱ類	100 m <sup>2</sup> 以内	14,000	16,000	19,000	△ 6,000	43,000	20,000	△ 4,000	30,000
	100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内	21,000	24,000	27,000		66,000	28,000		45,000
	200 m <sup>2</sup> を超え 300 m <sup>2</sup> 以内	33,000	29,000	38,000		94,000	39,000		68,000
	300 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内	40,000	34,000	42,000		110,000	44,000		80,000
第Ⅲ類	100 m <sup>2</sup> 以内	15,000	17,000	20,000	△ 6,000	46,000	21,000	△ 4,000	32,000
	100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内	22,000	25,000	28,000		69,000	29,000		47,000
	200 m <sup>2</sup> を超え 300 m <sup>2</sup> 以内	34,000	30,000	39,000		97,000	40,000		70,000
	300 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内	41,000	35,000	43,000		113,000	45,000		82,000
第Ⅳ類	100 m <sup>2</sup> 以内	16,000	18,000	21,000	△ 6,000	49,000	22,000	△ 4,000	34,000
	100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内	23,000	26,000	29,000		72,000	30,000		49,000
	200 m <sup>2</sup> を超え 300 m <sup>2</sup> 以内	35,000	31,000	40,000		100,000	41,000		72,000
	300 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内	43,000	37,000	45,000		119,000	47,000		86,000
第Ⅴ類	100 m <sup>2</sup> 以内	25,000	26,000	28,000	△ 6,000	73,000	29,000	△ 4,000	50,000
	100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内	37,000	35,000	39,000		105,000	40,000		73,000
	200 m <sup>2</sup> を超え 300 m <sup>2</sup> 以内	46,000	42,000	51,000		133,000	52,000		94,000
	300 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内	61,000	52,000	61,000		168,000	62,000		119,000
	500 m <sup>2</sup> を超え 700 m <sup>2</sup> 以内	88,000	60,000	77,000	△ 9,000	216,000	79,000	△ 6,000	161,000
	700 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	104,000	71,000	88,000		254,000	90,000		188,000
	1,000 m <sup>2</sup> を超え 1,500 m <sup>2</sup> 以内	126,000	84,000	106,000		307,000	108,000		228,000
	1,500 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	145,000	96,000	115,000		347,000	117,000		256,000
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 3,000 m <sup>2</sup> 以内	175,000	114,000	131,000	△ 15,000	405,000	135,000	△ 10,000	300,000
	3,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内	224,000	142,000	159,000		510,000	164,000		378,000
	5,000 m <sup>2</sup> を超え 7,000 m <sup>2</sup> 以内	263,000	165,000	184,000		582,000	188,000		431,000
	7,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	312,000	192,000	207,000		681,000	211,000		503,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内	434,000	260,000	268,000	△ 30,000	932,000	273,000	△ 20,000	687,000	
20,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	別途見積による								

## 令10条 確認の特例がある建築物

I類 消去	型式(Ⅱ類に準ずる)
Ⅱ類 消防同意不要 令10条第3号	住宅、住宅に付属する物置・車庫等に限る
Ⅲ類 消防同意不要 //	Ⅱ類以外の建築物(50m <sup>2</sup> 以下の店舗等)
Ⅳ類 消防同意 令10条第4号	I類～Ⅲ類以外

1.確認検査手数料	原則として床面積の合計により算定する 確認の特例はⅡ類～Ⅳ類 確認特例外はⅤ類
2.延べ床面積 500m <sup>2</sup> を超える建物	特例建物が500m <sup>2</sup> までは1つの棟とし、500m <sup>2</sup> を超える建物はⅤ類
3.確認の特例建物の【類】が違う場合	上位の【類】の手数料とする
4.申請建物用途が混在している場合	【確認の特例】と【確認の特例外】の建築物で分けて計算する
5.本手数料の交付日以前に確認済の場合	中間、完了手数料は従前の手数料で対応する

【B区域 東京・神奈川・埼玉・千葉 用】

第1-B ◆建築 確認申請・中間検査申請・完了検査申請手数料

(単位:円)

種類	床面積の合計		確認申請	中間検査申請	中間検査有 一括(1回)			中間検査無 一括		
					完了検査申請	割引額	合計	完了検査申請	割引額	合計
第Ⅱ類	100 m <sup>2</sup> 以内		22,000	24,000	24,000	△ 6,000	64,000	25,000	△ 4,000	43,000
	100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内		32,000	32,000	32,000		90,000	33,000		61,000
	200 m <sup>2</sup> を超え 300 m <sup>2</sup> 以内		41,000	39,000	46,000		120,000	47,000		84,000
	300 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内		52,000	46,000	52,000		144,000	53,000		101,000
第Ⅲ類	100 m <sup>2</sup> 以内		23,000	23,000	25,000	△ 6,000	65,000	26,000	△ 4,000	45,000
	100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内		30,000	33,000	34,000		91,000	35,000		61,000
	200 m <sup>2</sup> を超え 300 m <sup>2</sup> 以内		42,000	40,000	47,000		123,000	48,000		86,000
	300 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内		53,000	47,000	53,000		147,000	54,000		103,000
第Ⅳ類	100 m <sup>2</sup> 以内		24,000	25,000	26,000	△ 6,000	69,000	27,000	△ 4,000	47,000
	100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内		31,000	34,000	35,000		94,000	36,000		63,000
	200 m <sup>2</sup> を超え 300 m <sup>2</sup> 以内		43,000	41,000	48,000		126,000	49,000		88,000
	300 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内		54,000	49,000	54,000		151,000	55,000		105,000
第Ⅴ類	100 m <sup>2</sup> 以内		30,000	31,000	34,000	△ 6,000	89,000	35,000	△ 4,000	61,000
	100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内		44,000	42,000	47,000		127,000	48,000		88,000
	200 m <sup>2</sup> を超え 300 m <sup>2</sup> 以内		55,000	50,000	61,000		160,000	62,000		113,000
	300 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内		73,000	62,000	73,000		202,000	74,000		143,000
	500 m <sup>2</sup> を超え 700 m <sup>2</sup> 以内		106,000	72,000	92,000	△ 9,000	261,000	95,000	△ 6,000	195,000
	700 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内		125,000	85,000	106,000		307,000	108,000		227,000
	1,000 m <sup>2</sup> を超え 1,500 m <sup>2</sup> 以内		151,000	101,000	127,000		370,000	130,000		275,000
	1,500 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内		174,000	115,000	138,000	△ 15,000	418,000	140,000	△ 10,000	308,000
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 3,000 m <sup>2</sup> 以内		210,000	137,000	157,000		489,000	162,000		362,000
	3,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内		269,000	170,000	191,000	△ 30,000	615,000	197,000	△ 20,000	456,000
	5,000 m <sup>2</sup> を超え 7,000 m <sup>2</sup> 以内		316,000	198,000	221,000		705,000	226,000		522,000
	7,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内		374,000	230,000	248,000		822,000	253,000		607,000
	10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内		521,000	312,000	322,000		1,125,000	328,000		829,000
20,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	別途見積による									

【C区域 長野用】

第1-C ◆建築 確認申請・中間検査申請・完了検査申請手数料

(単位:円)

種類	床面積の合計		確認申請	中間検査申請	中間検査有 一括(1回)			中間検査無 一括		
					完了検査申請	割引額	合計	完了検査申請	割引額	合計
第Ⅱ類	100 m <sup>2</sup> 以内		18,000	19,000	23,000	△ 6,000	54,000	24,000	△ 4,000	38,000
	100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内		27,000	27,000	30,000		78,000	31,000		54,000
	200 m <sup>2</sup> を超え 300 m <sup>2</sup> 以内		37,000	32,000	42,000		105,000	43,000		76,000
	300 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内		45,000	39,000	46,000		124,000	48,000		89,000
第Ⅲ類	100 m <sup>2</sup> 以内		20,000	20,000	24,000	△ 6,000	58,000	25,000	△ 4,000	41,000
	100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内		29,000	29,000	31,000		83,000	32,000		57,000
	200 m <sup>2</sup> を超え 300 m <sup>2</sup> 以内		38,000	34,000	43,000		109,000	44,000		78,000
	300 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内		46,000	40,000	47,000		127,000	50,000		92,000
第Ⅳ類	100 m <sup>2</sup> 以内		21,000	22,000	25,000	△ 6,000	62,000	26,000	△ 4,000	43,000
	100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内		30,000	30,000	32,000		86,000	33,000		59,000
	200 m <sup>2</sup> を超え 300 m <sup>2</sup> 以内		39,000	35,000	44,000		112,000	45,000		80,000
	300 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内		48,000	42,000	50,000		134,000	52,000		96,000
第Ⅴ類	100 m <sup>2</sup> 以内		28,000	26,000	30,000	△ 6,000	78,000	31,000	△ 4,000	55,000
	100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内		41,000	38,000	42,000		115,000	43,000		80,000
	200 m <sup>2</sup> を超え 300 m <sup>2</sup> 以内		51,000	46,000	55,000		146,000	56,000		103,000
	300 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内		67,000	57,000	67,000		185,000	67,000		130,000
	500 m <sup>2</sup> を超え 700 m <sup>2</sup> 以内		99,000	64,000	86,000	△ 9,000	240,000	88,000	△ 6,000	181,000
	700 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内		116,000	75,000	99,000		281,000	101,000		211,000
	1,000 m <sup>2</sup> を超え 1,500 m <sup>2</sup> 以内		141,000	94,000	119,000		345,000	121,000		256,000
	1,500 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内		162,000	108,000	129,000	△ 15,000	390,000	131,000	△ 10,000	287,000
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 3,000 m <sup>2</sup> 以内		196,000	128,000	147,000		456,000	151,000		337,000
	3,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内		251,000	159,000	178,000	△ 30,000	573,000	184,000	△ 20,000	425,000
	5,000 m <sup>2</sup> を超え 7,000 m <sup>2</sup> 以内		295,000	185,000	206,000		656,000	207,000		482,000
	7,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内		349,000	215,000	232,000		766,000	232,000		561,000
	10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内		486,000	291,000	295,000		1,042,000	300,000		766,000
20,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	別途見積による									

### 確認検査手数料について

同一棟の既存建物へ増築	① 既存建物部分の40%の面積を加算し、申請面積とする
用途変更	② 500㎡までは申請床面積とする ③ 500㎡を超える場合、申請部分の60%を床面積とする 60%後に500㎡未満の場合、500㎡の手数料とする ④ 用途変更しない部分は、その40%の面積を加算した手数料
計画変更	⑤ 変更に係る水平投影面積(参考:計画変更床面積算定準則第1) ⑥ 計画変更面積の50%を合計面積とする ⑦ 建物位置・高さ・採光変更はその類の100㎡以内の面積とする
移転、大規模の修繕、大規模の模様替え	⑧ 申請建物の面積とする ③と同じ対応 500㎡超えは(構造計算不要の場合)60%の床面積手数料
省エネ加算 省エネを伴う完了検査	⑨ 完了手数料30%加算
確認申請が他の機関で行われた場合	⑩ 確認検査手数料20%加算(確認審査×20%+完了検査×20%)
計画変更、中間検査、完了検査	省エネが伴う場合30%加算(完了検査は20%+30%)
他の機関で省エネ適合判定の完了検査	⑪ 完了検査20%加算、確認審査×20%+完了検査×(20%+30%)
中間検査	⑫ 3階までの延べ床面積とする ⑬ 工区が複数回になる場合:3,000円/1回 (出張費別途)
軽微変更	⑭ 間仕切りの面積等は、水平投影面積 ⑤に準ずる ⑮ 5か所まで1,000円 5か所増す毎に1000円加算
※設計及工事監理が建築士でない場合	100,000円を加算

減額手数料	⑯ 確認申請時に完了検査まで一括納入の時	床面積500㎡まで	各申請は2,000円減額
		床面積500㎡を超え2,000㎡まで	各申請は3,000円減額
		床面積2,000㎡を超え5,000㎡まで	各申請は5,000円減額
		床面積5,000㎡を超え20,000㎡まで	各申請は10,000円減額
		床面積20,000㎡を超えるもの	別途見積による
		V類で10㎡以内の棟別建物と合計面積300㎡を超える場合(防火・準防火地域除く) <b>例) 延べ面積308㎡の建築物に別棟附属倉庫が9㎡(308㎡-9=299㎡)</b>	確認申請手数料5,000円減額、完了検査申請料5,000円減額 <b>例) 確認申請手数料-2,000円-5,000円+完了検査料-2,000円-5,000円</b>

第2 ◆オプション手数料(割増手数料)

(単位:円)

床面積 合計	A 構造手数料		B 検証法	C 天空率	D	E	F	I 構造適判
	ルート1の場合(EXJ・棟単位等)		①階避難、②全館避難、③区画避難安全	(道路・隣地・北側単位)	耐火性能検証法	バリアフリー法	日影による高さの制限	ルート2・3の設計図書と確認申請の
200㎡以内	22,000		10,000	15,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	既存(4,000)		+ 10,000(※)					
200㎡を超え 500㎡以内	33,000		15,000	15,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	既存(4,000)		+ 10,000(※)					
500㎡を超え 1,000㎡以内	44,000		20,000	20,000	30,000	25,000	25,000	25,000
	既存(5,000)		+ 10,000(※)					
1,000㎡を超え2,000㎡以内	55,000		30,000	25,000	35,000	30,000	30,000	30,000
	既存(5,000)		+ 10,000(※)					
2,000㎡を超えるもの	55,000		40,000	30,000	40,000	30,000	30,000	30,000
	既存(5,000)		+ 10,000(※)					
G 法第6条第4号建築物に設置のEV				H 特定天井を有する場合				
設備の審査 (令第129条の3～)	確認	完了	一括全納の場合	当該建築物の部分の床面積合計を確認検査手数料×率とする	①仕様ルート 確認申請料×0.2	②落下防止 確認申請料×0.3		
	20,000	32,000	48,000					
○A構造手数料及び構造適判は、建物をエキスパンションジョイント等により分離して構造計算している場合の面積とする。								
○A構造手数料の既存( )は、既存不適格の建物で令137条の2による計算とし( )を加える。(告示第566号)								
○Bの避難検証法の手数料は、各階ごとの床面積の合計とし、階毎の床面積の合計手数料の合計とする。								
○Bの②全館避難検証法は各階避難検証の合計に※10,000を加えた金額の合計を手数料とする。								
○Bの③区画避難検証法は各階避難検証に準ずるものとする。								
○C天空率は、道路・隣地・北側の個々についての算定手数料とする。								

第3 ◆構造計算審査確認手数料

【ルート2の構造計算は手数料の減額をする。】(確認申請時に完了検査まで一括納入した場合に限る)

○ルート2の計算は構造計算適合判定機関に提出してください。この手数料の一部は確認申請手数料から減額します。

なお、この特典は確認申請1件につき1件とします。(複数棟ある計算は最大面積1棟のみの減額となります。)

(単位:円)

構造計算適合判定 面積	一括申請の場合の手数料減額
200㎡を超えるもの	50,000

第4 ◆建築設備・工作物 確認申請・完了検査手数料

(単位:円)

項目	確認申請	完了検査	一括申請		計画変更	
			割引	割引後額		
令第146条 昇降機等 (単位:1基)	エレベーター	26,000	37,000	△ 4,000	59,000	12,000
	エスカレーター	26,000	37,000	△ 4,000	59,000	12,000
	※ホームエレベーター	20,000	32,000	△ 4,000	48,000	10,000
	小荷物専用昇降機	16,000	26,000	△ 4,000	38,000	8,000
	上記以外の建築設備	建築検査料金表第1の20%(各々の設備面積の手数料を合計とする。)				
一般住宅の用途でエレベーターは車椅子利用者と介護者が同乗できる3人用までとする。なお、椅子式階段昇降機はホームエレベーターの扱いとするが、業務用はエレベーターの扱いとする。						

項目	確認申請	完了検査	一括申請		計画変更		
			割引	割引後額			
※1 工作物(1基) 令第138条	第1項 第1号～第4号	①高さが15m以下のもの	21,000	31,000	△ 4,000	48,000	12,000
		②高さが15mを超えるもの	33,000	40,000	△ 4,000	69,000	15,000
※2 工作物(1基) 令第138条	第1項 第5号	①高さが5m以下のもの	24,000	31,000	△ 4,000	51,000	14,000
		②高さが5mを超えるもの	43,000	52,000	△ 4,000	91,000	18,000
工作物 令第138条第2項	第1号のもの 第2号のもの 第3号のもの	別途見積とする					
工作物 令第138条第3項	第1号のもの 第2号のもの						

一括申請の場合の手数料において、同規模の昇降機又は工作物が複数個ある場合の手数料は、第5◆の表の通りとする。

第5 ◆工作物等に同規模の申請が複数ある場合の手数料算定について 一括申請に限る

(単位:円)

令第138条第1項に規定するもの	基本手数料	2基以上の場合の計算 基本手数料+基本手数料*80%*(n-1)				n=基数
昇降機等 単位:1基	エレベーター 【1基】	エレベーター 【2基】	エレベーター 【3基】	エレベーター 【4基】	エレベーター 【5基以上】(n=5の時)	
昇降機等 単位:1基	59,000	59,000+59,000*0.8 106,200	59,000+59,000*0.8*2 153,400	59,000+59,000*0.8*3 200,600	59,000+59,000*0.8*4 247,800	
工作物	【1基】	【2基】	【3基】	【4基】	【5基以上】(n=5の時)	
※1 ①計算式	48,000	48,000+48,000*0.8 86,400	48,000+48,000*0.8*2 124,800	48,000+48,000*0.8*3 163,200	48,000+48,000*0.8*4 201,600	
※2 ①計算式	51,000	51,000+51,000*0.8 91,800	51,000+51,000*0.8*2 132,600	51,000+51,000*0.8*3 173,400	51,000+51,000*0.8*4 214,200	

※昇降機等の複数申請について、種別・用途・速度・積載荷重・最大定員・定格速度が同規模・同程度(10%前後)のものとする。

第6 ◆仮使用申請手数料

(単位:円)

法第7条の6第1項第2号の規定に基づく仮使用の認定審査手数料			
仮使用部分	面積	手数料	※ 区域による出張手数料は第7◆の表による。 ※ 仮使用を延長する認定申請の手数料は1/2とする。 ※ 直前の確認済又は中間検査合格証が他機関の場合は20%加算する。
	300㎡以内	40,000	
	300㎡を超え 500㎡以内	50,000	
	500㎡を超え 1,000㎡以内	70,000	
	1,000㎡を超え 2,000㎡以内	100,000	
	2,000㎡を超え 5,000㎡以内	160,000	
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	220,000	
	10,000㎡を超え 15,000㎡以内	270,000	
	15,000㎡を超え 20,000㎡以内	300,000	
20,000㎡を超えるもの	別途見積とする。		

第7 ◆検査出張料

(単位:円)

申請地		検査出張料(税込)	交通費			
A 区域	山梨県		申請地が左記の区域の内・外にかかわらず道路・交通の便等により、別途協議の上料金を定める。			
①	北杜市	2,200				
②	身延町・鳴沢村	3,300				
③	西桂町・早川町・富士吉田市・富士河口湖町・忍野村	4,400				
④	大月市・丹波山村・山中湖村・南部町・都留市	5,500				
⑤	上野原市・道志村・小菅村	6,600				
B 区域	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	※第7検査出張料 B・C区域別途	
C 区域	長野県					
都市計画区域外(知事の指定する区域は除く)は割増手数料として1,100円を加える。						
算定例	甲府都市計画区域⇒0	身延町都市計画区域⇒3,300	道志村⇒6,600+1,100=7,700			
	甲府都市計画区域外⇒1,100	身延町都市計画区域外⇒3,300+1,100=4,400				
※出張料は上記の区分による。ただし複数の建物の申請敷地が近くの場合(概ね1km以内)で検査日時が同時の場合に設定した物件は同一申請者に限り建築物等の検査を優先し、2件目の物件は50%の出張料とすることができる。						

第8 ◆各種届事務手数料

① 500円	○工事施行者届、○建築主の変更届、○監理者届、○浄化槽変更届、○軽微変更届(②を除く)等の届け。(各届出を一届とする)
② 1,000円～	○軽微変更届:変更箇所が複数の場合は、5ヶ所ごとに1,000円とする。

第1 ◆～第8 ◆ 共通

○計画変更に関し各種変更がある場合は「第8◆各種届事務手数料」を加えた額とする。又は個々に算出する。

○上記以外の項目等、これによりがたい手数料は別途協議による。

※第7 ◆検査出張料 別途

(税込)

出張料	B 区域 埼玉県					
11,000	皆野町(秩父郡)	小鹿野町(秩父郡)	横瀬町(秩父郡)	秩父市		
12,100	長瀬町(秩父郡)					
14,300	本庄市					
15,400	入間市					
17,600	狭山市	飯能市	日高市	所沢市		
18,700	毛呂山町(入間郡)	川島町(比企郡)	坂戸市	和光市	鶴ヶ島市	朝霞市
	越生町(入間郡)					
19,800	鳩山町(比企郡)	北本市	鴻巣市	北本市	川越市	
20,900	吉見町(比企郡)	さいたま市緑区	ふじみ野市	蕨市	東松山市	富士見市
	伊奈町(北足立郡)	さいたま市西区	川口市	桶川市	戸田市	鳩ヶ谷市
	ときがわ町(比企郡)	滑川町(比企郡)				
22,000	さいたま市浦和区	東秩父村(秩父郡)	八潮市	草加市	三郷市	新座市
	さいたま市南区	さいたま市中央区	熊谷市	上尾市	三芳町(入間郡)	
	嵐山町(比企郡)	さいたま市大宮区	小川町(比企郡)	さいたま市見沼区		
23,100	さいたま市北区	さいたま市桜区	白岡町(南埼玉郡)	行田市	吉川市	久喜市
	寄居町(大里郡)	松伏町(北葛飾郡)	鷺宮町(北葛飾郡)	羽生市	蓮田市	
24,200	美里町(児玉郡)	さいたま市岩槻区	加須市	深谷市	越谷市	春日部市
	宮代町(南埼玉郡)	幸手市				
25,300	上里町(児玉郡)	神川町(児玉郡)	杉戸町(北葛飾郡)			

出張料	B 区域 千葉県					
23,100	市川市	浦安市				
24,200	船橋市					
25,300	千葉市花見川区	千葉市美浜区	習志野市	流山市	鎌ヶ谷市	
26,400	千葉市稲毛区	千葉市中央区	松戸市	白井市	野田市	柏市
	千葉市若葉区					
27,500	八千代市	我孫子市	四街道市	千葉市緑区		
28,600	酒々井町(印旛郡)	佐倉市	印西市			
29,700	大網白里町(山武郡)	八街市	東金市	成田市	富里市	
30,800	九十九里町(山武郡)	芝山町(山武郡)	山武市			
31,900	栄町(印旛郡)	多古町(香取郡)	横芝光町(山武郡)	袖ヶ浦市	木更津市	
33,000	神崎町(香取郡)	白子町(長生郡)	香取市			
34,100	君津市	匝瑳市				
35,200	東庄町(香取郡)	富津市	旭市			
36,300	長南町(長生郡)	大多喜町(夷隅郡)	市原市			
37,400	睦沢町(長生郡)	睦沢町(長生郡)	長柄町(長生郡)	茂原市		
38,500	鋸南町(安房郡)	一宮町(長生郡)	鴨川市	銚子市	いすみ市	
39,600	長生村(長生郡)	御宿町(夷隅郡)	南房総市	勝浦市		
40,700	館山市					



出張料	B 区域 東京都					
11,000	奥多摩町(西多摩郡)					
12,100	檜原村(西多摩郡)					
13,200	日の出町(西多摩郡)	あきる野市	昭島市	八王子市		
14,300	青梅市	福生市	羽村市			
15,400	瑞穂町(西多摩郡)	武蔵村山市	町田市			
16,500	日野市	国立市	府中市	調布市	多摩市	稲城市
	国分寺市	立川市	東大和市			
17,600	小金井市	三鷹市	狛江市	杉並区	武蔵野市	小平市
	清瀬市	東村山市	西東京市			
18,700	東久留米市					
20,900	世田谷区	新宿区	渋谷区	中野区	目黒区	
22,000	練馬区	豊島区	千代田区	港区	板橋区	文京区
	中央区	北区	品川区	墨田区	江東区	台東区
23,100	荒川区	江戸川区	足立区	大田区	葛飾区	

出張料	B 区域 神奈川県					
12,100	大井町(足柄上郡)	箱根町(足柄下郡)				
14,300	愛川町(愛甲郡)					
15,400	相模原市	海老名市	秦野市			
16,500	座間市	山北町(足柄上郡)	厚木市	大和市	開成町(足柄上郡)	松田町(足柄上郡)
	綾瀬市	伊勢原市	寒川町(高座郡)	南足柄市		
17,600	川崎市多摩区	川崎市麻生区	平塚市	横浜市泉区	茅ヶ崎市	
18,700	川崎市高津区	二宮町(中郡)	大磯町(中郡)	中井町(足柄上郡)	横浜市旭区	横浜市瀬谷区
	横浜市緑区	藤沢市	川崎市中原区			
19,800	横浜市保土ヶ谷区	横浜市青葉区	川崎市宮前区	横浜市都筑区	鎌倉市	
	横浜市戸塚区	横浜市栄区	横浜市西区			
20,900	横浜市港北区	小田原市	横浜市神奈川区	横浜市港南区	横浜市磯子区	
22,000	真鶴町(足柄下郡)	横浜市金沢区				
23,100	横浜市南区	湯河原町(足柄下郡)	逗子市	葉山町(三浦郡)	川崎市川崎区	横浜市中区
	横須賀市	川崎市幸区				
24,200	横浜市鶴見区					
25,300	三浦市					

出張料	C 区域 長野県					
7,700	富士見町	原村	川上村			
8,800	南相木村	小海町	北相木村	佐久穂町		
9,900	茅野市	諏訪市				
11,000	岡谷市	佐久市	小諸市	御代田町		
12,100	下諏訪町	塩尻市	軽井沢町			
13,200	辰野町	箕輪町	朝日村	東御市	南牧村	
14,300	山形村	南箕輪村	伊那市	松本市		
15,400	木祖村	宮田村	安曇野市	長和町	上田市	
16,500	駒ヶ根市	立科町	木曾町	池田町	松川村	生坂村
	筑北村	飯島町				
17,600	上松町	中川村	大町市	松川町	麻績村	
18,700	高森町	豊丘村	喬木村	王滝村	大桑村	
19,800	青木村	大鹿村	飯田市	白馬村	小川村	南木曾町
20,900	千曲市	阿智村	下條村	小谷村		
22,000	泰阜村	長野市	阿南町	坂城町		
23,100	平谷村	須坂市	小布施町	根羽村	高山村	
24,200	天龍村	売木村	中野市	飯綱町		
25,300	山ノ内町	飯山市	木島平村			
26,400	信濃町	野沢温泉村				
28,600	栄村					

※上記の出張料を基本とする。但し、通常の交通手段で対応できない場合は、別途計算する。

参考	計画変更床面積算定準則	平成11年5月1日建設省住指発第201号・建設省住街発第48号
第1	建築基準法施行令第10条第2項第二号又は第四号に規定する計画の変更に係る部分の床面積(増加する部分を除く。)は次のとおりとする。 次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係る部分の床面積として算定する。 一 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更申請に係る建築物の建築面積 二 建築面積の変更 変更される建築面積 三 高さ又は階数の変更 高さが変更される部分の床面積又は変更される階の床面積 四 床の変更 変更される部分の床面積 五 階段の変更 変更される部分の水平投影面積 六 柱、はり又はけたの変更 当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積(変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする(次号において同じ。)) 七 壁の変更 当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積 八 屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更 変更される部分の水平投影面積 九 開口部の変更 変更される開口部の面積 十 土台、基礎又は基礎ぐいの変更 土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにある柱に準じて算出された面積 十一 小屋組の変更 変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積 十二 斜材 変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積とする。 十三 建築設備(建築基準法第87条の2第1項に該当するものを除く。)の変更 変更される建築設備の水平投影面積。ただし、防煙壁の変更にあつては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積 2 前項各号に掲げる変更以外のもの(当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。)にあつては、30平方メートル以下であるものとして取り扱うものとする。	
第2	第1の規定により算定した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合にあっては、変更前の計画の床面積の合計を上限とする	

☆ 四の床面積 ; 棟が違う場合 ⇒...別棟の場合は新たに申請する場合として手数料を算出するものとする。